資料２

量の見込みと確保方策

１　教育･保育提供区域の設定

本計画の策定にあたっては、保護者や子どもが居宅から容易に移動することができ、質の高い教育・保育及び子育て支援の提供を受けることができるよう、地理的条件、人口、交通事情その他の社会条件など地域の実情に応じて教育・保育提供区域を設定することとなっています。

本町においては、現在の教育・保育の利用状況、提供のための施設の整備状況などを総合的に勘案し、町全域（１区域）を教育・保育提供区域として設定します。

２　量の見込みの考え方

（１）量の見込みの算出方法の概要

アンケート調査の結果と推計児童数により、下記の方法で量の見込みを算出しました。

年齢別の推計児童人口	×	家庭類型別の割合 【アンケート調査】	＝	家庭類型別の将来の児童人口
家庭類型別の 将来の児童人口	×	それぞれの事業の利用 希望割合（利用割合） 【アンケート調査】	＝	各事業の見込量

（２）推計児童数

過去５年間の住民基本台帳登録人口（男女別・各歳別）を基に、コーホート要因法により、０歳から 11 歳までの児童人口を推計しました。

［表　推計児童人口（各年 3 月末時点）］

	実績		推計				
	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年
0 歳児	20	20	24	24	23	21	21
1 歳児	26	26	22	26	26	25	23
2 歳児	36	29	27	23	28	28	27
3 歳児	35	33	28	26	22	26	26
4 歳児	40	39	34	29	27	23	27
5 歳児	34	37	39	34	29	27	23
6 歳児（小 1）	34	36	38	40	35	30	28
7 歳児（小 2）	34	32	37	39	41	36	31
8 歳児（小 3）	33	35	33	38	40	42	37
9 歳児（小 4）	33	36	36	34	39	41	43
10 歳児（小 5）	34	32	36	36	34	39	41
11 歳児（小 6）	31	33	31	35	35	33	38
就学前児童	191	184	174	162	155	150	147
小学生	199	204	211	222	224	221	218

（３）家庭類型別推計児童数

アンケート調査結果の父母の有無、父母の就労状況及び就労意向を基に現在と潜在的な家庭類型別推計児童数を算出しました。

量の見込みは、父母の今後の就労意向を反映した潜在的な家庭類型別推計児童数により算出します。

［表　家庭類型の考え方］

タイプ	家庭類型 （父母の有無と就労状況）	算出方法
タイプA	ひとり親家庭 【保育の必要性あり】	父親、母親が「死亡、離婚、未婚などでいない」
タイプB	フルタイム×フルタイム 【保育の必要性あり】	両親の就労状況がともに「フルタイム」
タイプ C	フルタイム×パートタイム 【保育の必要性あり】	両親の就労状況が「フルタイム」と「パートタイム」 ・「パートタイム」の親の就労時間が 120 時間以上/月 ・「パートタイム」の親の就労時間が 48～120 時間/月であり、保育事業の利用希望がある
タイプC’	フルタイム×パートタイム 【保育の必要性なし】	両親の就労状況が「フルタイム」と「パートタイム」 ・「パートタイム」の親の就労時間が 48～120 時間/月であり、保育事業の利用希望がない ・「パートタイム」の親の就労時間が 48 時間未満/月
タイプD	専業主婦（夫） 【保育の必要性なし】	両親のどちらかが就労していない
タイプE	パートタイム×パートタイム 【保育の必要性あり】	両親の就労状況がともに「パートタイム」 ・就労時間が 120 時間以上/月 ・就労時間が 48～120 時間/月であり、保育事業の利用希望がある
タイプE’	パートタイム×パートタイム 【保育の必要性なし】	両親の就労状況がともに「パートタイム」 ・就労時間が 48～120 時間/月であり、保育事業の利用希望がない ・就労時間が 48 時間未満/月
タイプF	無業×無業 【保育の必要性なし】	両親ともに就労していない

［表　家庭類型別推計児童人口（就学前児童）］

タイプ	家庭類型 （父母の有無と就労状況）	現在家庭類型		潜在家庭類型	
		割合	推計児童数（人）	割合	推計児童数（人）
タイプA	ひとり親家庭【保育の必要性あり】	4.3%	8	4.3%	8
タイプB	フルタイム×フルタイム【保育の必要性あり】	41.1%	76	47.2%	87
タイプ C	フルタイム×パートタイム【保育の必要性あり】	34.4%	63	38.0%	70
タイプC’	フルタイム×パートタイム【保育の必要性なし】	1.8%	3	0.6%	1
タイプD	専業主婦（夫）【保育の必要性なし】	17.8%	33	9.8%	18
タイプE	パートタイム×パートタイム【保育の必要性あり】	0.6%	1	0.1%	0
タイプE’	パートタイム×パートタイム【保育の必要性なし】	0.0%	0	0.0%	0
タイプF	無業×無業【保育の必要性なし】	0.0%	0	0.0%	0

［表　家庭類型別推計児童人口（小学生）］

タイプ	家庭類型 （父母の有無と就労状況）	現在家庭類型		潜在家庭類型	
		割合	推計児童数（人）	割合	推計児童数（人）
タイプA	ひとり親家庭【保育の必要性あり】	10.8%	22	10.8%	22
タイプB	フルタイム×フルタイム【保育の必要性あり】	51.3%	104	58.2%	118
タイプ C	フルタイム×パートタイム【保育の必要性あり】	20.3%	41	21.5%	44
タイプC’	フルタイム×パートタイム【保育の必要性なし】	1.3%	3	1.3%	3
タイプD	専業主婦（夫）【保育の必要性なし】	14.6%	30	7.0%	14
タイプE	パートタイム×パートタイム【保育の必要性あり】	0.6%	1	0.0%	0
タイプE’	パートタイム×パートタイム【保育の必要性なし】	0.0%	0	0.0%	0
タイプF	無業×無業【保育の必要性なし】	1.3%	3	1.3%	3

3　教育・保育の量の見込みと確保方策

教育・保育事業の量の見込みと対応する提供体制の確保の内容及びその実施時期を定めます。

■ 施設型給付等の支援を受ける子どもの認定区分

保育所、幼稚園、認定こども園、小規模保育等の教育・保育を利用する子どもについては、以下の３つの認定区分が設けられ、この区分に基づいて施設型給付等（施設・事業者が代理受領）が行われます。

3つの認定区分（小学校就学前の子ども）			利用できる施設・事業
1号認定子ども （教育標準時間認定）	満3歳以上	「保育の必要な事由」に非該当 教育を希望する子ども	幼稚園
			認定こども園
2号認定子ども （満 3 歳以上保育認定）	満3歳以上	「保育の必要な事由」に該当 保育を希望する子ども	保育所
			認定こども園
3号認定子ども （満 3 歳未満保育認定）	満3歳未満	「保育の必要な事由」に該当 保育を希望する子ども	保育所
			認定こども園
			地域型保育 （小規模保育等）

〔現状〕

- 平成 31 年４月現在、認定こども園２施設、保育所２施設、幼稚園１施設を整備しており、待機児童は発生していません。

［表　教育・保育の実施状況］

令和元年度		認定こども園 R1 年 4 月 1 日	保育所 R1 年 4 月 1 日	幼稚園 R1 年 5 月 1 日	計	第1期計画確保の内容（令和元年度）
箇所数（か所）		2	2	1	5	－
利用定員	1 号認定（人）	4	ー	5	9	25
	2 号認定（人）	73	19	ー	92	61
	3 号認定（人）	36	6	ー	42	38

資料：安芸太田町

〔確保の内容〕

- 既存の施設で事業を実施します。

［表　量の見込みと確保の内容］

（人）

		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
1号認定	①量の見込み	9		6		5		4		3	
	②確保の内容	14		14		14		14		14	
	特定教育保育施設	14		14		14		14		14	
	②-①	5		8		9		10		11	
2号認定	①量の見込み	90		82		73		72		73	
	②確保の内容	106		106		106		106		106	
	特定教育保育施設	106		106		106		106		106	
	②-①	16		24		33		34		33	
3号認定	年齢区分	0 歳	1･2 歳	0 歳	1･2 歳	0 歳	1･2 歳	0 歳	1･2 歳	0 歳	1･2 歳
	①量の見込み	13	37	13	37	13	37	13	37	13	37
	②確保の内容	13	37	13	37	13	37	13	37	13	37
	特定教育保育施設	13	37	13	37	13	37	13	37	13	37
	②-①	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	保育利用率（%）	68.5		68.5		64.9		67.6		70.4	

＊保育利用率：3 号認定の児童数に占める利用定員数の割合

4　地域子ども･子育て支援事業の量の見込みと確保方策

地域子ども・子育て支援事業の事業ごとの量の見込みと対応する提供体制の確保の内容及びその実施時期を定めます。

（1）利用者支援事業

子どもや子どもの保護者が身近な場所で、教育・保育や地域子ども・子育て支援事業を適切に選択し、円滑に利用することができるよう情報提供を行うとともに、利用にあたっての相談に応じます。

〔現状〕

- 平成 27 年度より保健・医療・福祉統括センターで実施し、令和元年 10 月より、親子相談支援センターで実施しました。

［表　利用者支援事業の実施状況］

	箇所数（か所）	第1期計画 確保の内容 （令和元年度）
令和元年度	1	1

資料：安芸太田町（平成 31 年 4 月 1 日現在）

〔確保の内容〕

- 親子相談支援センターにおいて事業を実施します。

［表　量の見込みと確保の内容］

区　　分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	か所	1	1	1	1	1
②確保の内容	か所	1	1	1	1	1
②-①	か所	0	0	0	0	0

(2) 延長保育事業

保護者の多様な就労形態や長時間の通勤等に伴い、通常の保育時間を超えて保育を行います。

〔現状〕

- ２か所の施設で実施ました。

［表　時間外保育事業の実施状況］

	箇所数（か所）	利用実人数（人）	第1期計画 確保の内容 （令和元年度）
平成 30 年度	2	10	56

資料：安芸太田町（平成 30 年度実績）

〔確保の内容〕

- 既存の施設において事業を実施します。

［表　量の見込みと確保の内容］

区　　分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	利用実人数	3	3	3	3	3
②確保の内容	利用実人数	3	3	3	3	3
	箇所数	2	2	2	2	2
②-①	利用実人数	0	0	0	0	0

(3) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

保護者が就労等により昼間家庭にいない児童（小学生）に対し、放課後や土曜日、長期休業中に小学校の余裕教室等を利用して適切な遊びや生活の場を提供し、健全な育成を図ります。

〔現状〕

- 第１期計画期間に対象を６年生まで拡大し、事業の充実を図りました。

［表　放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の実施状況］

	箇所数（か所）	登録児童数 （人）	利用定員数 （人）	第1期計画 確保の内容 （令和元年度）
令和元年度	1	47	40	23

資料：安芸太田町（令和元年 5 月 1 日現在）

〔確保の内容〕

- 新たに１か所設置し、利用定員の拡充を図ります。

［表　量の見込みと確保の内容］

区　　分			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	1年生	利用人数	26	28	26	24	23
	2年生	利用人数	17	19	21	19	17
	3年生	利用人数	15	17	19	20	19
	4年生	利用人数	6	6	8	8	9
	5年生	利用人数	6	6	6	7	8
	6年生	利用人数	3	3	3	3	3
	計	利用人数	73	79	83	81	79
②確保の内容		利用定員	80	80	80	80	80
②-①		利用定員	7	1	-3	-1	1

「新・放課後子ども総合プラン」に基づき、放課後児童クラブと放課後子供教室の連携を推進します。

- 令和５年度までに、３か所で放課後子供教室を実施します。
- 令和５年度までに、放課後児童クラブと連携型の放課後子供教室を２か所で実施し、一体型の実施については検討します。
- 共通プログラムの企画・実施に際し、放課後児童クラブの支援員は、放課後児童クラブ所属児童が安心・安全にプログラムに参加ができるよう、放課後子供教室のコーディネーターに協力します。
- 小学校における余裕教室の活用及び特別教室、体育館、校庭、図書室等の一時利用等について、検討を行います。
- 関係機関が連携し、総合的な放課後対策について協議を行います。
- 地域の実情に応じ、放課後児童クラブの機能の充実を図ります。
- 関係部署の連携とともに、支援員の専門性と質の向上を図り、障害の状況に応じた受け入れ体制の整備に取り組みます。
- 「放課後児童クラブ運営指針」に基づき、子どもの発達段階に応じた育成と環境づくりを推進します。
- 放課後児童クラブの育成支援について住民の理解を深めるため、ホームページへの掲載や地域との連携により周知を図ります。

(4) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

保護者の疾病などの理由により家庭で養育を受けることが一時的に困難になった子どもについて、児童養護施設等において必要な養育・保護を行います。

〔現状〕

- 本町では実施している施設・事業所はありません。

［表　子育て短期支援事業の実施状況］

	利用延人数（人）	第1期計画 確保の内容 （令和元年度）
平成 30 年度	0	0

資料：安芸太田町（平成 30 年度実績）

〔確保の内容〕

- 利用希望に応じて、近隣の施設と調整を図ります。

［表　量の見込みと確保の内容］

区　　分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	利用延人数/年	0	0	0	0	0
②確保の内容	利用延人数/年	0	0	0	0	0
②-①	利用延人数/年	0	0	0	0	0

(5) 乳児家庭全戸訪問事業

生後４か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境の把握を行います。

〔現状〕

- 訪問率は 100%でした。

［表　乳児家庭全戸訪問事業の実施状況］

	訪問人数（人）	第1期計画確保の内容 （令和元年度）
平成 30 年度	22	27

資料：安芸太田町（平成 30 年度実績）

〔確保の内容〕

- 生後４か月までの乳児がいるすべての家庭に対して実施します。

  〔実施体制〕 保健師

  〔実施機関〕 安芸太田町

［表　量の見込みと確保の内容］

区　　分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	訪問人数/年	24	24	23	21	21
②確保の内容	訪問人数/年	24	24	23	21	21
②-①	訪問人数/年	0	0	0	0	0

（6）養育支援訪問事業

特に養育支援が必要な家庭を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、適切な養育の実施を確保します。

〔現状〕

- 特に養育支援が必要な家庭を、保健師・保育士・ヘルパー等の専門員が訪問しました。

［表　養育支援訪問事業の実施状況］

	延訪問件数（件）	第1期計画確保の内容（令和元年度）
平成 30 年度	0	

資料：安芸太田町（平成 30 年度実績）

〔確保の内容〕

- 必要に応じて、養育支援の必要な家庭を訪問します。

  〔実施体制〕 保健師

  〔実施機関〕 安芸太田町

［表　量の見込みと確保の内容］

区　　分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	訪問実人数/年	0	0	0	0	0
②確保の内容	訪問実人数/年	0	0	0	0	0
②-①	訪問実人数/年	0	0	0	0	0

◇要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業

〔確保の内容〕

- 要保護児童対策地域協議会において、目的に応じて個別ケース検討会議、実務者会議、代表者会議を開催し、要保護児童等に対する情報を共有するとともに、地域の関係機関等の連携を強化し、支援を行います。

(7) 地域子育て支援拠点事業

子育てに関する相談、情報提供、助言等を行うとともに、子どもと保護者が他の親子と交流を行う場を設置します。

〔現状〕

- ２か所の施設において事業を実施しました。

［表　地域子育て支援拠点事業の実施状況］

	箇所数（か所）	利用延人数（人）	第１期計画確保の内容（令和元年度）
平成 30 年度	2	1,688	2,256

資料：安芸太田町（平成 30 年度実績）

〔確保の内容〕

- 既存の施設において事業を実施します。

［表　量の見込みと確保の内容］

区　　分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	利用延人数/年	1,356	1,356	1,272	1,188	1,056
②確保の内容	利用延人数/年	1,356	1,356	1,272	1,188	1,056
	箇所数	2	2	2	2	2
②-①	利用延人数/年	0	0	0	0	0

(8) 一時預かり事業

ア　一時預かり事業（幼稚園型）

保護者の就労や病気・介護等のために子どもの保育が一時的に困難となった場合に、認定こども園で一時的に保育を行います。

〔現状〕

- １号認定の児童を対象に、２か所の施設で事業を実施しました。

［表　認定こども園による在園児を対象とした一時預かり事業の実施状況］

	箇所数（か所）	利用延人数（人）	第１期計画確保の内容（令和元年度）
平成 30 年度	2	61	0

資料：安芸太田町（平成 30 年度実績）

〔確保の内容〕

- １号認定の児童を対象として、認定こども園において事業を実施します。

［表　量の見込みと確保の内容］

区　　分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	利用延人数/年	26	18	9	9	9
1 号認定	利用延人数/年	26	18	9	9	9
2 号認定	利用延人数/年	―	―	―	―	―
②確保の内容	利用延人数/年	26	18	9	9	9
	箇所数	2	2	2	2	2
②-①	利用延人数/年	0	0	0	0	0

イ　一時預かり事業（幼稚園型以外）

保護者の就労や病気・介護等のために子どもの保育が一時的に困難となった場合やリフレッシュを希望する場合等に、保育所や認定こども園で一時的に保育を行います。

〔現状〕

- 保育所・認定こども園における一時預かり事業を４か所で行いました。

［表　一時預かり事業（幼稚園型以外）の実施状況］

平成 30 年度	保育所・ 認定こども園	第1期計画 確保の内容 （令和元年度）
箇所数（か所）	4	―
利用延人数/年	284	1,287

資料：安芸太田町（平成 30 年度実績）

〔確保の内容〕

- 既存の施設において事業を実施します。

［表　量の見込みと確保の内容］

区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	利用延人数/年	319	280	265	265	255
②確保の内容	利用延人数/年	319	280	265	265	255
②-①	利用延人数/年	0	0	0	0	0

(9) 病児保育事業

病気の子どもについて、保育所、病院における専用スペースにおいて、保育士、看護師などが一時的に保育する事業を実施します。

〔現状〕

- 本町では実施していませんが、広島広域都市圏で病児・病後児保育の広域利用について連携を図っています。

［表　病児保育事業（体調不良児対応型）の実施状況］

	利用延人数/年	第1期計画確保の内容（令和元年度）
平成 30 年度	0	308

資料：安芸太田町（平成 30 年度実績）

〔確保の内容〕

- 必要に応じ、広島広域都市圏での広域利用の調整を行います。

［表　量の見込みと確保の内容］

区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	利用延人数/年	73	62	62	62	62
②確保の内容	利用延人数/年	0	0	0	0	0
②-①	利用延人数/年	-73	-62	-62	-62	-62

(10) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター（就学児童））

育児の援助を受けることを希望する人と援助を行いたい人が、それぞれ会員として助け合う事業において、就学児童の放課後の子育てをサポートします。

〔現状〕

- 就学児童の預かりや送迎のニーズに対応しています。

［表　子育て援助活動支援事業の実施状況（就学児童）］

	延利用者数（人）	第1期計画確保の内容（令和元年度）
平成 30 年度	0	0

資料：安芸太田町（平成 30 年度実績）

〔確保の内容〕

- 必要に応じて対応します。

［表　量の見込みと確保の内容］

区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	利用延人数/年	0	0	0	0	0
②確保の内容	利用延人数/年	0	0	0	0	0
②-①	利用延人数/年	0	0	0	0	0

（11）妊産婦健康診査

妊産婦の健康の保持増進を図るため、健康状態の把握や必要な検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適切な時期に必要に応じた医学的な検査を医療機関等において実施します。

〔現状〕

- 健診結果により、必要に応じて医療機関等と連携を図り、治療・適切な支援につなげています。

［表　妊婦健康診査の実施状況］

	妊娠届け出数	受診延回数	第1期計画確保の内容（令和元年度）
平成 30 年度	17	187	37

資料：安芸太田町（平成 30 年度実績）

〔確保の内容〕

- すべての妊産婦を対象に実施します。

【実施場所】 医療機関等

【健診内容】 妊婦:基本的な健康診査（問診、診察、計測等）
必要に応じた医学的な検査（血液検査、子宮頸がん検査、超音波検査等）、保健指導。産婦は加えてエジンバラ産後うつ病質問票

【実施時期】妊娠期:　妊娠初期より妊娠 23 週まで:4 週間に 1 回
妊娠 24 週より妊娠 35 週まで:2 週間に 1 回
妊娠 36 週以降分娩まで:1 週間に 1 回
産　後:　出産後 2 か月の間に 2 回

［表　量の見込みと確保の内容］

区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	受診延回数/年	336	322	294	294	280
②確保の内容	受診延回数/年	336	322	294	294	280
②-①	受診延回数/年	0	0	0	0	0